

第二十八回

參議院地方行政委員會會議錄第三號

昭和三十三年二月十一日(火曜日)午前  
十時十九分開会

出席者は左の通り。

委員長  
理事  
小林政治君

委員

伊龍芳娘  
西郷吉之助君 成田一郎君  
森岸松澤中田 鈴木 吉雄君  
白木義一郎君 兼人君 良二君  
八三一君

國務大臣  
國務大臣  
正力松太郎君

警察廳長官 石井 榮三君  
警察廳刑事部長 中川 董治君  
事務局側 会專門員 福永與一郎君

本日の会議に付した案件

○遺失物法等の一部を改正する法律案  
（内閣提出）  
○督察法等の一部を改正する法律案  
（内閣提出）  
○銃砲刀劍類等所持取締法案（内閣提  
出）  
（内閣送付、予備審査）

○委員長（小林武治君） これより委員会を開きます。  
まず、連合審査会の開会についてお詰りいたします。  
昨十日、法務委員会から、銃砲刀剣類等所持取締法案及び遺失物法等の一部を改正する法律案について連合審査会を開かれたい旨の申し入れがありました。本件につきましては、先ほど理事会におきまして協議をいたしたのであります。が、法務委員会の申し入れ通り、両案について連合審査会を開くこととして御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長（小林武治君） 御異議ないと認めて、さよう決定いたします。  
なお、連合審査会の開会日時等は、西委員長で協議いたすこととなつておられますので、これらにつきましては、便宜、委員長におまかせ願いたいと存じますが、理事会の協議におきましては、大体、明後十三日木曜日の午前中を連合審査会に充てたいということでありますので、この点お含みおき願います。  
また、今後の委員会の審査日程であります。が、本日は、遺失物法等の一部を改正する法律案及び警察法等の一部を改正する法律案の二案について提案理由の説明を聴取いたし、その後、銃砲刀剣類等所持取締法案の詳細説明を聴取し、質疑を行うことになります。その後の委員会につきましては、十四日金曜日、本会議散会後に委員会を開き、銃砲刀剣法案は採決まで

○委員長(小林武治君) 次に、去る六日、本院先議議案として付託になりました遺失物法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

大体かようすに理事打合会において協議をいたしましたので、御了承を願いたいと存じます。

休むことといたし、二十日に委員会を開き、遺失物法案の採決を行いたい。

は、定例でありまするが、都合により行いたいと存じます。十八日火曜日

かしながら、遺失物法制定当時と今日とを比較いたしまするに、物件の交流移動も著しく多数に上り、従つて、遺失される機会も非常に増大しております。しかし、他面、遺失主がその遺失物を探し求める手段も、通信及び交通機関の目ざましい発達により、著しく便利になつておりますので、現行遺失物法の骨子を根本的に変更することなく、文明の発達に伴う所要の改正を行ふことが、遺失物の取扱いの適正を期するやえんと考えるのであります。

右の趣旨に基き提出いたしました遺失物法等の一部を改正する法律案の内容につき、説明いたします。

所有権を取得してから引き取ることのできる期間を二月内と改めるとともに、犯罪者の置き去つたと認められる物件についても同趣旨の改正を行なつたのであります。また、水難救助法の規定により、市町村長の保管する漂流物等についても、所有者は、公告または告知後六月以内に限り、市町村長から引き渡しを受けることができるとしたのであります。

第二は、管守者のある船車建築物等において他人の物件を拾得した者は、現行法上拾得者としての権利が認められず、その船車建築物等の占有者が、拾得者としての権利を取得することになつてゐるのでありますが、この規定は、船車建築物等において多數の客が来集している現状にかんがみ、社会常識に合致しないので、かかる場合は、

なつてしるのでありますか。この規定は、船車建築物等において多数の客が乗集している現状にかんがみ、社会常識に合致しないので、かかる場合は、現実の拾得者に拾得者としての権利を付与し、船車建築物等の占有者が拾得物に関する権利を取得するのは、現実の拾得者がその権利を放棄した場合と、その者が、二十四時間内に当該船車建築物等の管守者に拾得物を交付しない場合とに限ることとしたのであります。

第三は、船車建築物等の占有者であつて、拾得物の保管能力があると認められる特定の法人は、当該船車建築物等において物件を拾得した者から物件の交付を受けた場合及び当該船車建築物等を看守する者が物件を拾得した場合には、その物件を、わざわざ警察署長に差し出さないこととして、

これを警察署長に届け出、みずから当該遺失物を保管すべきこととしたのであります。この改正規定は、当該船舶建築物等における保管施設整備の状況等とも十分にらみ合せて、実情に即するよう円滑に実施したい考えであります。

に即応し、警察事務を能率的に遂行しようとする目的を持つものにはかならないのです。

次に、本案の主たる内容についてであります。まず、警察法の改正について御説明いたします。

を含め、道内警察官の教養の整一をはかる上から、現在各方面に置かれている方面警察学校は、これを廃止いたしまして、北海道における警察官の教養は、すべて道警察学校一本で行うこととしたのであります。

以上がこの改正法律案の主要な内容であります。  
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

せずして合法である旨を規定したのであります。なお、文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類を製作する者、捕鷹用標識銃等製造事業者、捕鷹用標識銃等販売事業者及び輸出のための刀剣類の製作を業とする者等の使用人が、業務のうちも統包までは刀剣類を所持

二の曲、歌の題空二片二折

所持することを禁じた物件の帰属関係の規定、保管物件の廃棄に関する規定等を整備したのであります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

であります。最近における交通機関の急激な発達に伴い、交通警察の重要度は倍加するとともに、青少年犯罪増加の傾向に伴う少年警察充実の必要性があることは言うまでもないところであり、各種特別法令の收締り、特に売春防止法の全面施行を目前に控えまして、これらの事務を適切に処理せんがたら二、今更、警務庁の内部部署を改組

整備せんとするものであり、二以上の都道府県の区域にわたる特定の道路では、交通の円滑と危険の防止のため、関係都道府県警察の協議して定めたところにより、その道路における事案について、相互に他の管轄区域にも職権を行使し得ることとしたのであります。

第四点は、道路交通取締法の一部改

○委員長(小林武治君) 次に、前回に引き続いて、銃砲刀剣類等所持取締法案を議題に供します。

政府委員より詳細説明を聽取いたします。

○政府委員(中川重治君) 過日、國務大臣から御説明いたしました銃砲刀剣類等所持取締法案を議題に供します。

する場合は、武器製造業者等の使用人の場合と同様に、あらかじめ都道府県公安委員会に届け出ることによつて、これらの者の業務のための所持を認めることとするとともに、この種届出の届出先を都道府県公安委員会に統一したのであります。また、現行規定においては、文化財保護委員会の承認を受け

○委員長(小林武治君) 次に、同じく  
去る六日、予備審査として付託になり  
ました警察法等の一部を改正する法律  
案を議題とし、政府より提案理由の説  
明を聴取いたします。

○國務大臣(正力松太郎君) ただいま  
議題となりました警察法等の一部を改  
正する法律案につきまして、その提案  
理由及び内容の概略を御説明いたしま  
す。

し、右に述べた事務をもつぱら所掌する一部局として保安局を新設することも、各部局の所掌事務についても、これを機会に合理的改編を行い、あわせて、従来の部課制を局課制にしようとするものであります。さらに、中央のこの機構改正を機に、現在画一的部制のとられている管区警察局についても、中央の機構改正に即応し、必要と認められる関東及び近畿管区警察局に

する事務として、全国的な幹線道路における交通の規制に興することを加えることとしたいたしました。

これが、警察法の改正のおもな内容であります。すれども、現行制度をより合理的、能率的に運用するためのものであるとともに、現行法制定後の情勢の変化に即応しようといふものであつて、警察制度について根本的の変革を試みようとするものではないのである。

て、条章に従つて御説明いたします。  
まず、第一章総則から申し上げま  
す。第一条の規定は、この法律の趣旨  
を規定したものであります。この法  
律は、銃砲、刀剣類等の有する機能に  
かんがみ、その所持に関する危害予防  
上必要な規則を定めるものである趣旨  
を明らかにしたものであります。第二  
条の規定は、「銃砲」及び「刀剣類」  
の定義を明らかにしたものであります。

識鏡等製造事業者の所持については、一般的には、三十日間を限り所持の合法性を規定しておるのであります。この法律案におきましては、この三十日間をこえても業務のための所持については、その合法性を規定いたしたのであります。

第二章においては、銃砲または刀剣類の所持の許可について、所要の規定を設けたのであります。第四条においては、

この法律案は、警察法及び道路交通取締法についてそれぞれその一部を改正しようとするものであります。現行警察法施行以来三年有半の警察運営の実情と、最近における道路交通の状況、その他的情勢の著しい変化に対応せんとするものであります。警察庁及び北海道における警察組織を合理的に改編整備するとともに、全国的な幹線道路における交通の規制の整一をはかる等、交通警察上必要な措置を講ずることを主要な改正点として、民主的警察制度のもとにおいて、社会情勢の変化

は、現行の三部のほか、保安部を新設することといたしましたのであります。

第二点は、北海道警察の組織についてであります。現在、北海道におきましては、道の区域を五方面に分ち、それぞれ、方面公安委員会及び方面本部を置いておりますが、事務の能率化及び第一線警察官の増強をはかるため、道警察本部の所在地を包括する札幌方面には、方面公安委員会及び方面本部を置かないこととし、道警察本部の直轄といたしたいものとしておりまます。また、北海道における新任警察官の

次に、道路交通取締法の一部改正についてであります。一級国道、その他全国的な幹線道路につきましては、各都道府県ごとに諸車の最高速度の制限、その他の交通規制について、全国的見地からする統制が保たれなくては、交通の円滑と安全を期し得ないため、このような道路の交通規制については、国家公安委員会が都道府県公安委員会に対し、所要の指示を行ひ得ることとし、交通の円滑を期することとしたのであります。

て、この規定の内容は現行規定と同じであります。第三条は、その第一項の第一号から第十号までに掲げる場合のほかは、鉄砲または刀剣類を所持してはならない旨規定したものであります。しかして、この規定の内容を現行規定と比較いたしますと、現行規定のもとにおいては、捕鷹用標識銃等販売事業者は、個々に都道府県公安委員会の許可を要することになつてゐるのであります。が、この法律案によれば、捕鷹用標識銃等販売事業者が所定のものを業務のため所持する場合は、許可を要

いては、許可を受けて所持することができる範囲を現行規定よりも広めて、政令で定める試験または研究の用途に供するため必要な銃砲または刀剣類の購入については、国または地方公共団体の職員以外の者でも都道府県公安委員会の許可を受けることにより所持することができるようになります。なお、祭礼等の年中行事に用いる刀剣類、その他刀剣類で、所持することが一般的の風俗慣習上やむを得ないと認められるものについては、都道府県公安委員会の許可を受けることによつて



改正法におきましても、上の欄でございますが、第五条各号に掲げるものであれば許可してはならない、これ以外のものは許可せざるを得ないのであります。に該当しないのだけれども、どうおおかしいという意味で許可を済るということは、今日の行政機関の行政行為としては、そういうことは許されない、こう理解いたされますので、たとえば、精神病者、麻薬もしくは大麻の中毒者でもない、その他の、十四才を越えている、住居も定まっている、過去に許可の取り消しを受けたことがない、こういうことでありますならば、許可を与えねばならぬ、こういう法律行政機関の恣意に基く作用を防止する、こういう法律体系から、許可したときは必ずしも該当しなかつたが、その後、暴力団の出入りに用いるという場合があり得るのであります。しながら、書類に該当する場合であるものであれば、許可しないことはもちろんできるのであります。が、登録につきましては、その刀剣が文化的価値があるものである、骨董的価値があると認められる限りにおいては、対人許可と申しますか、だれが持つておるとか何とかいうことを問題にすることは不可能である。その刀剣が、文化的価値または骨董的価値があるものである限りは、持つ者がだれであろうとも、登録をせにやならぬ、こういう法律の建前でありますので、その法律の建前は、そういう文化財というものを、登録によって合法化しよう、こういう趣

旨全体からやって参りますので、その対人許可をするということは不適当な措置である。こういふ法律体系にならざるを得ませんので、そういうりっぱな刀剣といいますか、文化的価値があるようなものについて、持つておるもののが、たまたま暴力團等によって出入りに用いられる、こういうことがあり得る現状でありますので、登録あるのは許可という行政機関の作用については、自由なる恣意に基く所持を許すということにはいたしませんが、この行政处分ないし登録をいたしましたものについて、所持の態様について規定する方が、今日の権利義務の関係ないしは関係者の権利の保護と公共の福祉を調和するについて、最も相当な考え方、また相当な規定でなからうかと考えましたので、そういう建前をとつたのであります。

○大沢雄一君 そういたしますと、正當防衛も認められておる今日、自分の護身のために銃砲刀剣を、相当のまじめな、りっぱな、社会的地位にある人格を持っておる者が、護身用に銃砲刀剣を持つておることは、許されてもいいように思いますか、それは許されておるのであります。

○政府委員(中川寅治君) お答えいたします。

銃砲刀剣類を許可によって持つといふ点につきましては、護身用といふ目的のみをもつてこれを許可するという道はないのであります。従いまして、銃砲等について、これが狩猟用である、これが人命救助用である、これが漁業に必要なものである、こういふ銃砲等について許可の道があるのであります。

について、それを使用する段になります。ところが、そういう許可したものと、社会通念上、お互い共同生活を営むについて相当な理由がある、そろそろいう刀剣等について、人に傷を加えるということは、もちろん許された行為でありますので、銃砲刀剣について許可を得る道としては、単に護身用といふ点については許可の道がないであります。が、これを使用する面につきましては、護身用という道はもちろん開かれるのであります。ことに、登録刀剣については、相当その立場がはつきりするのであります。が、これが登録は、そういう目的のいかんにかかわらず、登録が認められるのであります。登録が認められた刀剣について、これを使用するという点につきましては、改正法律案におきましては、いろいろ社会的に許されないような目的に用いる場合は、これは禁じておるのでありますけれども、護身用の場合に、うちで持つておる、こういう社会的に許されるような所持については、法律はもちろん、これを禁じない、もちろんこれを認めないと、ならぬという法律の規定の解釈になる。ういう立場をとつておるのであります。

にかかるわらず、善良な者が、どうも護身ということだけでは所持ができない。ということであつたら、いさかかどうかも、何といいますか、法律の規定が完全でないよう私には思ひます。あるが、その点については、私は今後の研究課題として検討していただきたいと思う。

実際上の問題として、自分のことをあげて恐縮でござりまするが、某團体の軍事委員会等が、非常に人を殺傷したり、いろいろなことをいたした時代があるのです。そういう際に、護身用の銃砲刀剣が許されないと、ことでも非常に不安を感じた。もとより警察官からその際に警護を受けるという処置は願つたのでありますけれども、しかし、警護といふことは、やはりこれは特定の場所、特定の時期に限られますので、非常にどうかといふことを実際に感じたわけであります。そこで、まあそういう質問を、暴力団等の銃砲刀剣の所持と関連して申し上げたわけであります。この点は少し何かどうもしつくりしないところがあるので、私は思います。それから、いわゆるやみで、頭在しない銃砲刀剣、こういふものの経路等をよく調べて、おそらく留軍とか、あるいは外國からとか、流れてきているものが多いのじやないかと思いますが、これを犯罪とか自殺とかの際に、単に犯罪や自殺の処理だけでなく、これをつきとめて、その源をふさぐといふことが、私はこれ非常に必要ではないかと思うのですが、これが違法に所持されておつた、さつきお詫しになつた、頭在しておらぬ銃砲刀剣等で、その経路は大体どういうふうなことになつて手に入つ

かお調べになつたものがあつたら一  
つ。  
**○政府委員(中川董治君)** まず、大沢  
委員の前段について、私の説明が不完  
全のための誤解だと思いまするので、  
説明をもう少し正確に申し上げたいと  
思います。旧法時代と申しますが、明  
治時代、大正の初年時代ないしは昭和  
の初めにおきましては、旧憲法の時代  
でありましたので、個々について治安  
警察法とかあるいは行政執行法等に  
よつて取り上げる、こういう規定が  
あつたのであります。ところが、日本  
国憲法が施行になりました、これは都  
道府県公安委員会に限りませんが、い  
やしくも、行政権限が行政行為をする  
に際して、そういう恣意に陥りやすい  
ような行政処分をいたさないという建  
前を貫いたのであります。そこで行政  
処分、すなわち、許可をするという場  
合におきましては、欠格要件を明確に  
いたしまして、欠格要件に当てはまる  
か、当てはまらないかということだけ  
を審査する、こういった法律体系になっ  
たのであります。そういう結果、欠格  
要件に当てはまらない者が持つて、そ  
れが不当に使用する、こういうケース  
が出て参りましたので、今後は、その  
行政機関の行政処分の恣意に陥るよう  
なことをまたもとへ戻すということによ  
ることはやらないこととし、その精神に  
沿うことは大原則としながら、しかも、  
その使用の段階において、健全なる社  
会常識に基く規制を正確に行なうこと  
よつて、危険の予防の目的を達成しよ  
う、こういう法律の建設をとることが、  
公共の福祉に沿うゆえんでもあり、し  
かも、なおかつ、行政処分が恣意に陥

することができる。もって関係者の権利の保護と、それから公共の一般危害の立場の保護といふ両目的が達成できることを考えてこういふ体系にいたしたのでありますので、その点は、大沢委員が御心配になられる点は、行政処分の、欠格要件に認定するかどうかといふことを発見する行政行為と、それから、その使用が正当であるかどうかといふことを認定する行為との両者によって目的が達成することができるのではなかろうかと思うのであります。さらに、許可以外に登録といふ制度がございますので、登録というのは、文化的価値があり、あるいは骨董的価値のあるものにつきましてはどしどし登録ができる。どしどし登録ができる、非常にすばんな言葉を用いれば、だれでも登録はできる。だれでも登録はできるけれども、登録のできたものを譲り身用に持つのはよろしい。それから、それを鑑賞する場合には、これはもちろんけつこうである。これを、だれかが襲いかかってきたときに正当防衛を使用することはけつこうである。そういう社会的に許された、たとえば居合術の練習に用いるのもあらんけつこうである。博物館に陳列するのも、そういう意味合いでけつこうである。ところが、市上驟然としているときにはだんだんと解消せられるであろ

と、どういろいろに考えるのであります。御質問の後段の点でございますが、顕在化した銃砲刀剣について右のようになります。顕在化した銃砲刀剣について右のようになりますが、顕在化しないのは大へん危いじやないか、顕在化しないものについて、やはりそこに原因があるのであるのではないか、その原因のもとをつくということ、が一番手つとり早い方法ではなかろうか、こういう御意見であります。またことごともつともでございます。私どもさように考えておりまして、顕在化しないようなものがだんだん流れ込んでくる、どこかにあるということのものをつくということを、常に検討を加えておるのであります。銃砲刀剣についてこれを申しますれば、大体もとは日本国の一、從前、軍用その他に用いておつたものが、この法令によつて顕在化しないでもぐり込んで、それがやがてみからやみに流れたというのが大部分であります。それから第二点においては、數においては比較的少いのですが、もとは進駐軍、最近は日米安全保障条約に基く駐留軍でございますが、駐留軍が持つておるもののが、合法的に持たれておるもののはもちろんいいのであります。しかし、危険予防には重要なことでありますので、取締り官憲といいたしましては、私ども警察の力をそいう方面に集中するはもとよりあります。ですが、それ以外に、外國官憲機関等も大へん協力していただきまして、その関係において、兵隊等が違法

に流れすといふことを防遏するとして、日本は、関係諸国の捜査機関と日本の捜査機関とが完全に一致いたしまして、そういう面で努力いたしておりますので、そういうふうな面がだんだん少くなつていくという点は確かに言えるのであります。ところが、日本におきましては従来、日本の軍人等が持つておつたものについて、やみに流れたものがだんだん顕在化していくて今日に至つておるのであります。まだ顕在化し残りといふものが若干ござりますので、こういう点につきましては、この法律案では二十三条の規定でござりますが、いろいろもぐつたものをますますあくらすのは、取締りの方法として下手でありますので、改正法律案の二十三条に届出の制度を認めまして、従来もぐつておつたものを発見したというのについては、どしどしひらげ化させていくて、ますますもぐつていくといふことのないようになりますとともに、他面、取締りといふものは、関係の捜査機関を動員いたしまして、そのせんさくに努めて、これも相当成績を上げておりますので、だんだんこういうあくらめたものが顕在化し、及び検挙されていくことになると思いますので、こういう銃砲刀剣等の危険物による被害が、国民の脅威からだんだん少くなつていくといふことになつておるのが現状でございます。

るといふことは言い得るのです。しかし、私の考へておるのは銃砲なんですね。ことに拳銃なんです。このことは、先ほど申し上げました某軍事委員会は拳銃を持つてゐることが多い。拳銃を探している。それが一定数になれば襲つてくるという情報もある。ところが拳銃は今のよろに文化財として登録を受けるということは実際できない。私の言ひのは、その刀剣よりもむしろ拳銃である。これを相当な制限のもとでけつこうでござりますけれども、やはり護身用としてこれを認めるということが、正当防衛が認められる今日において相当じやなかろうかということを私は言いたいので、刀剣の方だけは、今あなたのおっしゃる通りだと思う。しかし、その点を少し考えてもらいたい。

は制圧的な制限を作っていくといふような考え方でいく方がいいのじやないかと私どもは考へてゐるのであります。

それから、拳銃の行方を追及するという点はこもつともありますので、たとえば、自殺が起りましたときに、その源をついていく、あの天城山の場合も、その点を追及し、努力したのであります。が、最後までつき得ないものがあつたのであります。あの天城山の場合も、その点をついて参つたのでありますけれども、源までつき得なかつたという場合がございます。もちろん、こういう場合も、その出所を調べるよう努力して参りたいと思ひます。

○加瀬亮君 第二条ですか、銃砲、刀剣の定義がござりますね。で、銃砲はおいて、刀剣の方は、「刃渡十五センチメートル以上の」云々とあります。そうすると二十二条に「あいくち類似の刃物携帯の禁止」というのがありますね。そうすると、これは刃渡りのいがんにかかるらず、結局、あいくち類似以上の刃物を携帯することは当然禁止されると、こういふことになりますね。

○政府委員(中川董治君) 二条の長さの制限は、現行法もそうですが、なきなたまで終るわけでございます。なきなたまでにつきましては長さの制限があるわけですが、あいくちについては長さの制限がないであります。で、社会通念上あいくちと認められますものにつきましては、刀剣の概念に入れる、こういふことに相なるのであります。こういう関係を盛り込みまして、その類似の刃物につきまして、二十二条の関係でござりますが、あいくちに

類似しているようなものにつきましては、殺傷の危険がありますので、所持については制限する、こういう趣旨でございますので、この点は現行法でもそういうことは同様でございます。

○加瀬亮君 そうすると、結局、携帯の態様といふものについては、長さのいかんにかかわらず、あいくち類似以上のものであれば、これは取締りの対象になります。

○政府委員(中川董治君) その通りでございます。そういうことは非常に多いと思いますが、先

ほどの御説明もありましたように、刀剣などを文化財的な立場で、あるいは鑑賞用的な立場で所持する者たちの自由といいますか、権利といいますか、どういふように保護されているのですか。

○政府委員(中川董治君) この点は、こういうものにつきましては、原則としての自由でございまして、公共の福祉、安全、その他社会通念上正当だと認めら

れの場合においては、そういう所持の方法は合法である。暴力団がなくなり込もうが、刀剣の爱好者としての扱いをしておるのだ、あるいは鑑賞者としての扱いをしておるのだ、こういう方々の携帯なり運搬なりといふものに対しても、刀剣の爱好者としての扱いをしておるのだ、あるいは鑑賞者としての扱いをしておるのだ、こういうように運用をいたしました。

○加瀬亮君 それはわかりますが、結論で四条なり六条なりにいろいろ許可の条件が出ているわけでございまして、祭礼等の年中行事の刀剣類及び「一般の風俗慣習上もむを得ない」と認められるものとの所持ですね。この「一般の風俗慣習上やむを得ない」という一般的の風俗慣習上やむを得ない」というものは、大工とかあるいはかご屋さんとか、こういう職業の者が、当然職業上使うためのあいくちに類似したような道具ですね、こういうものでも、やはり公安委員会の許可を得なければなりません。

○政府委員(中川董治君) お説のこときものは、公安委員会の許可の対象外でございます。

○加瀬亮君 わかりました。その所持の態様についての正当な理由といふのがございますね。で、この正当な理由による暴力行為の禁止といいます。されど、その判定は客観的にこれを判断するべきものだと考えます。実際問題としては、警察官も客観的な判断に基

きまして判断いたしますけれども、だんだん行きますと、最後には裁判所まで

持ち出されてしまは、これは持ち歩きもできないわけでございますから、行政指導上、あなたの方の方としては、それがとにかく暴力行為に使われるということが何もないことがはつきりしておって、しかもはつきりと、身分関係からいつところが、その自由の限度を、業務の場合、その他の社会通念上正当だと認められた場合においては、そういう所持の方法は合法である。暴力団がなくなり込みたいわけでございますから、行政指導

に相なつておるのであります。そこで第一條の目的のうち外に出ない限りにおきましては、自由であります。ところが、その自由の限度を、業務の場合、その他の社会通念上正当だと認められた場合においては、そういう所持の方法は合法である。こういう社会通念上の言葉を用いて規制する方が、最も実情に合致すると考えまして、こういう条文

○加瀬亮君 それはわかりますが、結論でございまして、刀剣類を携帯し、または運搬しておる鑑賞者、または刀剣の文化財としての愛好者が、そういう場合、その携帯なり運搬なりが正当な理由であるかどうかということは、客観的にこの条文の中にははつきりと出ておらないわけですね。それを判定するのは警察官ということになりますか。

○政府委員(中川董治君) 条文の中に明確にいたしますと、どういたしましても狭くなりりますので、社会通念上許されるというものを見て、それを保護していく、それをこえたものを禁止すべきものだと考えます。実際問題

○加瀬亮君 具体的にどういう扱いをなさるつもりですか。

○政府委員(中川董治君) 登録証明書を持っておれば大体合法である。ところが、大体周囲の情勢から見て、おどろしに行く、こういうような目的が推知できる場合だけを制限する考え方でございます。

○加瀬亮君 そうすると、二十四条に登録証の提示を求めることができます。二項にありますところが、その自由の限度を、業務の場合、その他の社会通念上正当だと認められた場合においては、そういう所持の方法は合法である。こういう社会通念上の言葉を用いて規制する方が、最も実情に合致すると考えまして、こういう条文

○政府委員(中川董治君) 大体、鑑賞とか運搬とかいう場合においては全くよろしい、こういうように運用をいたしたいと思っております。

○加瀬亮君 公安委員会が、そういう文化財的な愛好者としての取扱いをする所持者については、身分証明書が何かを出して、その身分証明書があれば、これは正当な理由があるかないかということをしつこく聞くようなことがありますけれども、おおむね登録証を

○政府委員(中川董治君) 多くの場合、大体合法でございますので、身分証明書まで出すと、かえつて御迷惑をかけると思いますので、ただ刀剣が登録刀剣たる旨の登録証は携帯をしてい

ます。普通そういう客観的な状態がないといふ場合に、登録証を持参をして、刀を持ってうろついているというのは非常識だと思うので、それは論外だと思ふ。普通そういう客観的な状態がないといふ場合に、登録証だけ見せればそれでいい

○政府委員(中川董治君) 多くの場合その通りでございます。

○加瀬亮君 今までの取扱いは、私どもが関係者に伺いますと、登録証を見せてもらひ箱を開けるとか、抜いてみるとか、中には、貴重な文化財をコンクリートの上に落されて刀こぼれをしました、あるいは非常な損害を与えたました。そういう事例もないわけではありません。今度さらに、警察官は、登録証の提示を求める事ができる。こういう件が正しい登録証であつて、身分が保証されるという限りにおいては、それ以上のこととは聞かないと、こういうことになりますか。

○政府委員(中川董治君) おおむねそのままおきましては、違法な場合もあるうと、ういうことになろうと思いますが、登録証を持っておれば大体よろしい、ただし、出入りというような状況がある場合においては、違法な場合もあるうと、ういうことになります。

○政府委員(中川董治君) その点を御心配をしておる向きは、この法律の前身が、禁止令時代がありまして、その禁

止令時代におきましては、相当きつくな取扱いをされた関係がありますので、そういう関係が相当頭に残つておるところが、これは日本の国情に合うよう二十一年に改正して、その後もしばしば改正して参りましたので、その御心配がなくなつた。ことに、今回の場合におきましては、多くの場合合法で

思ふ。普通そういう客観的な状態がないといふ場合に、登録証だけ見せればそれでいいといふ場合はこの所持を規制しようといふけれども、暴力團のなくなり込みのような場合はこの所持を規制しようといふ趣旨でございますので、大体御心配の点はあるまいと思ひます。

○加瀬亮君 くどいようですが、確認したいと思いますが、十条一項に「正

当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない」とありますけれども、登録証を持っておるもののは当然、正当な理由があるといふのは、取扱いをいただける。それから二十四条に、警察官は、「登録証の提示を求めるところができる」とあります。が、この登録証を提示すれば、客観状態が非常に不測な事態が予想されるということとでない限りは、登録証を見せただけで、あといろいろそれ以上の警察官の尋問なり、それから刀剣類の提示なんといふ行き過ぎたことをされることはない、こう了承してよろしいのですか。

○政府委員(中川董治君) その通りでござります。

○西郷吉之助君 第六条に、国際競技で外国人が拳銃を持てるというふうに規定しておりますが、この前、これに関連して新聞に出ておったのですが、外国人はもちろん從来のあれではできない、これで改正されましたけれども、国際競技でなく、国内競技でも、現在は正式の拳銃で空砲が撃てない。そのために非常に子供じみた紙の焰硝であれをやつておるような現状です。そのため、音が小さいために、競技上不便を来たす。国際競技のことなんか考えると、日本の国内の規定は、そういうことを許されていないために、国際競技に限らず、国内競技でも正式の拳銃をもつて空砲を使えないために、事实上非常に競技関係者は不便を来たしておる。新聞によると、警察当局はずいぶん体協の関係者と協議したのですが、現行法ではいかんともしがたいといふことが毎日新聞でしたか、この前見ましたが、そういうことは、

今回の法案の趣旨によれば、当然客観的に見て正当なものであるから、それは正式の拳銃を使い、空砲が撃てるようになつてしまふべきだと思ひますが、それは改正されておりますか、どうなんですか。

○政府委員(中川董治君) 西郷委員のお話の点は、おおむね、この法律の規制しておりますのは、弾丸発射の機能を有するものだけを規制しておりますので、弾丸発射の機能を有しないものは全く規制の対象外でござります。

○西郷吉之助君 そうすると、この前新聞が報道したようなことは誤りであつて、空砲を撃つ場合はこういう規制外だということですか。

○政府委員(中川董治君) 空砲だけで、弾丸発射の機能が全然ないものは規制の対象外であります。その空砲を撃つ場合、弾丸発射の機能を有するものについては、その規制の対象になると存じます。ただし、やむを得ない場合におきましては、この法律の三条の二号等によつて解決される面もあるうと思ひます。

○西郷吉之助君 今、部長はそういう説明をされるが、そういう今の趣旨でいくならば、日本の国内競技でも正式の拳銃を使つて——実弾が入つていなければ、もちろん競技に使うので実弾が入つてない。空砲を使つている場合に、現在でも自由に使えなければならぬわけです。ところが、實際にはそうならない。よつて競技者は非常に困つておるという新聞の趣旨ですが、今のお話では、ああいう記事が出るわけもない。体協関係者があんまりに警察に陳情に行く必要もないわけです。空砲で競技に使うわけです。しかも、撃

○政府委員(中川董治君) 体協國係者とよく話し合つてみたいと思うのですが、結局、弾丸発射の機能があれば、この前新聞に出たよろなことになると思いますが、弾丸発射の機能を有するものでも、やむを得ない場合におきましては、第三条の第二号によつて解決したいと思います。

○西郷吉之助君 部長、これは私はボーリングですから、非常に常識上おかしいと思つたのです。それで小林委員長にもすぐそのことを尋ねたら、いや、改正されるということを聞きましたから、警察当局には質問しなかつたのですが、この法案見ると、外国人の場合にはつつきとした法文があるけれども、これは国際競技に限つたことで、国内競技に關係した法文がない。そうすると今のお部長の説明もどうもはつきりしない、あなたの自身も、従つて、現在の警察は、国内競技に、あなたの説明だと、弾丸を発射するといふけれども、正式の拳銃を使えば、空砲でなく実弾をこめれば、正式の拳銃だから弾丸が発射できる。それをあなた今の考え方を警察が持つておるため、空砲を使う場合も、正式のピストルならば、実弾をこめれば――これは実弾をこめて撃つことができる。あなたの説明だと、正式のピストルは使えないということになる。それはいかぬじやないか。正式の国際競技でなくとも、レベルが国際的になつてゐる日本の陸上競技会に、しかも競技会の役員が、だれが見ても、客観的に見てこれ

は間違いないといふ体協の役員が使ったのに、あなたの説明だと、正式のピストルは使えないのです。空砲でも使えない、新聞によると。仕方がないから、警察が許さぬものだから、やむを得ず、その場合には警察官を帯同して、その警察官の拳銃を借りて撃つ以外にないだらうといふようなことが出ておつて、それでは新しい警察精神に反するのぢやないか。そういう、競技上使うということは間違いない、だれが見ても、それは警察の解釈が非常にかたいために、非常な不便を国際競技にも日本競技にも来たしている。今ここで説明しても、あなたの説明は、御自身、やっぱり正式のピストルは使えないということですね、今の御説明だ。それはあまりに非常識じやないか。国内競技であつても、そういう場合は堂々と正式のピストルを外国ではみな使つてゐる。それをおもちゃみたいなピストルで焰硝を使わなければ審判がピストルを撃てないということは、現代としては非常に非常識じやないか。今拳銃なんかを取り締ることはけつこうだけれども、取り締る必要のないものまでも、法文にそういうことはないからといって許さないといふのは、依然たる古い考え方の警察官だといふうふうに言われてもやむを得ない。今のが説明だと使えませんよ、あなたの説明だと。積極的に、そういう苦しい答弁をしないでも、国内競技でも堂々と使えるようになさらない。

スタイルが出てくると危険でござりますので、その点は一つ御了承いただきたいのですが、その点は一つ御了承いただきたいのです。それで、國の機關できちんとやつておる場合につきましては、危険はそう認められないと思いますが、そういう点につきましては、弾丸発射機能を有するものにつきましては、第三条第二号で可能な点が出てくると思います。

○西郷吉之助君 長官に伺いますが、非常に不便を来たしておるのでありますから、警察庁長官として、全国の警察に、国内競技でもそういう不便を実際に来たさないよう、また、現在不便を来たしておるので、そういう不便を一掃するように、正式にきめてもらいたいと思います。これはやっぱりスピードの向上的上から、そういう不便があつてはいかぬと思います。はつきり長官に言つておきます。

○政府委員(石井榮三君) お説のことについてもども感じますので、現実に即しまして十分不便を感じることのないよう、適当に善処して参りたいと考えております。

○加瀬晃君 西郷さんの問題の関連ですが、そうすると、国際競技では今度の改正によつて、改正されれば当然ピストルは使えるわけですね。そうすると、それに準じて国内での大きな競技会にはピストルを使つてもいいと、使わせるようになこれから行政的な措置をすると、こういうことですね。

○政府委員(中川蒼治君) 西郷先生のおつしやいましたのは、この競技を子供についてやむを得ず信号等の場合に使うという場合については、長官の申しました通りなのであります、あとどの日

本の国内競技につきましては、合法的に持てるものの競技はできる、合法的に持てないものの競技はできない、こうしたことでございます。

○加瀬完君 今、西郷委員の質問は、一体、第六条で国際競技には使えることになつたとして、国内競技に同じようなスター用のピストルが使えなければ、これは国際水準に競技そのものが上っているのに困るのではない。ところで長官は、スター用は、西郷委員の御趣旨に沿うよう善処されると、こういう御答弁に私は承わつた。ですから、当然国内競技であつても、これは陸連等の正式な競技であれば、これは正規のピストルがスター用として使用できる、将来そうなると解釈したのですが、そうではないのですか。

○政府委員(中川董治君) スターダー用として用いてることはお説の通りありますし、私の申し上げたのは、スター用ではない場合は、一般的の

○鈴木壽君 ちょっととはつきりしませんが、第六条の、国際競技に参加するため来る外人が持つて競技に出る場合は、やはり競技用の拳銃とか、射撃とか何か——刀剣類であるかどうか、私はわかりませんが、いずれ射撃とか、そういうもののために使用するための銃砲と同じだと思います。西郷先生のおっしゃるのは、これはいわゆる号砲用のものなんですね。今の法の規定からしますと、号砲用のものは、いかなる国際競技であろうとも、日本においての競技であろうとも、それは使えない、こういう建前になつてゐると思

○委員長(小林武治君) 速記をつけます。

○鈴木壽君 あつたら、使わざしたらしいのいやないか。さらになつたとして、国内だけの競技であつても、正式

のいろいろ陸連等で運営されるもので

あつたら、使わざしたらしいのいやないか。こういうことだと想うのです

よ。ですから問題なのは、号砲用のビ

ストルであつて、その限りにおいて話

をしないと、国際競技の場合には号砲

用のものは使えるのだ、ただし国内の

それは使えぬ、こういうことになつて

くる。この法の建前からくると、私は

うふうに思うのですが、どうですか。

○政府委員(中川董治君) 全くその通

議でございまして、競技用としての場

合においては、第六条の関係だけでございます。西郷先生の御指摘の点は、

その競技にピストルを用いる問題にあ

らずして、スター用として信呂す

るという意味において用いる場合は、

傷害上の問題があるけれども、きらつ

としたもので、きらつと用いるのは傷

害が少ないと認められるので、そういう

場合において用いるということは、

慣習上やむを得ないとする場合とは、

いわゆる祭礼等に用いる何かころ刀を

使つて舞をやつたり何かするように使

う場合がありますね。そういうこと

の、いわゆる昔からの一つの日本のま

あ儀式、そういう場合のそれに限られ

るといふうちにこの四条では見られま

すけれども、これはそのまま、今ある

たのおしゃつたようにそれを適用し

ていいのですか。

○鈴木壽君 それから許可と登録の問

題ですが、これは登録すれば、許可を

取つてやつたものと同様にいいわけ

ですね。

○政府委員(中川董治君) その通りでござります。

○鈴木壽君 そこで登録の場合は、これ

はまあ美術品として——火なわ式銃砲

のこととは抜きにしましても、刀剣の場

合、美術品として登録することができ

るわけですね。その場合に「登録審査

員の鑑定に基いてしなければならな

い」と、こうありますね。鑑定した

他の刀剣類で、所持することが一般の

結果、いわゆる美術品としての適格性

がないという場合もあり得ますね。こ

の通格でないといふに認められた

ものの所持ですね。これはどうです。

○政府委員(中川董治君) 現行法は全

て正当な理由があるといふに認める

のは、これはだれなんですか、はつきり申しますと。

○政府委員(中川董治君) 社会通念

上、正当な理由と客観的に認める場合

でございますが、第一次的には警察官

が認定する、こうすることになろうと

思ひます。

○鈴木壽君 この場合の、一般的の風俗

慣習上やむを得ないとする場合とは、

それに該当すると、こうしたことです

か。

○政府委員(中川董治君) その通りでござります。

○鈴木壽君 この場合の、一般的の風俗

慣習上やむを得ないと認められる、

それが得る場合があるとい

うのですよ。そこで、西郷先生は、そ

れじやおかしいじゃないか。さらにな

つた、国内だけの競技であつても、正式

ういうことだと思います。

○加瀬完君 今、西郷委員の質問は、

一体、第六条で国際競技には使えること

になつたとして、国内競技に同じ

ようなスター用のピストルが使え

なければ、これは国際水準に競技その

ものが上っているのに困るのではない

か、こういうよろしく御質問であつたと

思ひます。

○鈴木壽君 あつたら、使わざしたらしいのいやないか。さらになつたとして、

国内だけの競技であつても、正式

ういうことだと思います。

○加瀬完君 今、西郷委員の質問は、

一体、第六条で国際競技には使えること

になつたとして、国内競技に同じ

ようなスター用のピストルが使え

なければ、これは国際水準に競技その

ものが上っているのに困るのではない

か、こういうよろしく御質問であつたと

思ひます。

○鈴木壽君 あつたら、使わざしたらしいのいやないか。さらになつたとして、

国内だけの競技であつても、正式

ういうことだと思います。

○加瀬完君 今、西郷委員の質問は、

一体、第六条で国際競技には使えること

になつたとして、国内競技に同じ

ようなスター用のピストルが使え

なければ、これは国際水準に競技その

ものが上っているのに困るのではない

か、こういうよろしく御質問であつたと

思ひます。

○鈴木壽君 あつたら、使わざしたらしいのいやないか。さらになつたとして、

国内だけの競技であつても、正式

ういうことだと思います。

○加瀬完君 今、西郷委員の質問は、

一体、第六条で国際競技には使えること

になつたとして、国内競技に同じ

ようなスター用のピストルが使え

なければ、これは国際水準に競技その

ものが上っているのに困るのではない

か、こういうよろしく御質問であつたと

思ひます。

○鈴木壽君 あつたら、使わざしたらしいのいやないか。さらになつたとして、

国内だけの競技であつても、正式

ういうことだと思います。

○加瀬完君 今、西郷委員の質問は、

一体、第六条で国際競技には使えること

になつたとして、国内競技に同じ

ようなスター用のピストルが使え

なければ、これは国際水準に競技その

ものが上っているのに困るのではない

か、こういうよろしく御質問であつたと  
思ひます。

いか。こういうふうに考えられるわけです。そこで、正当なる理由というのは、いわゆるなぐり込みとか切り込みとか、そういうこと以外のことであればこれはいいのだと、こういうことですか。

○鈴木壽君 従来、現行法でやつてき  
た場合に、大体各都道府県当たりごく  
らいこのために経費を使っておるかと  
いうよくななことをお調べになつておりますか。

して、暴力団等の持ち歩く場合におきましては、十条、二十二条によつて規制をいたしたい、こう思つているのであります。その他お説は、この法律の規制の線に乗つてこない点につきまし

○政府委員(中川董治君) 六号は一  
松澤先生御専門でござりますが、ここと  
いうおそれがあると認められるに相当  
の理由の例示でございますが、人を害す  
害し、財産に対する重大な損害等を与え

は負はない。たとえば、暴行、傷害、殺人の犯罪をかつても犯した。今後もその人の状況等によって、そういう犯すおそれがあつたる行為等から見受けられるというような事由を聴明いた

卷之三

○政府委員(中川董治君) 正当なる理由を例示すればいろいろ方法があると

○政府委員(中川董治君)　ただいまの数字につきましては、文化財保護委員会当局とも打ち合せの上、次の機会にお答えいたしたいと思います。

ては、先ほど大沢委員が御指摘になりましたように、現行法の三条違反の取締りを厳正にして、その無許可銃砲等の取締り措

○松澤兼人君 それであつたら、さういふことになりますと、相当な理窟があると理解いたのであります。

○松澤兼人君　六つの条文を読んでみまして、そういうふうに私はどうしても考えられないのですけれども、裁判所からと思うのであります。

んよい、物を売る場合に持つていく場合ももちろんよい、これを友だちに譲るために持つていく場合ももちろんよい。だんだんやつしていくと、正当なる理由は、もちろん幅が広いのでござりますが、正当なる理由に該当しないような場合は、刑罰法令に触れるようになります。場合の前段階の行為が正当な理由のない場合になろうと思うのであります。

趣旨説明の中にあるわけであります  
が、結局、こういう法案をお出しになつたという根本的な理由は、今までの取締令を法律の形にするということ  
が一つと、それから、暴力団等が所持の熊様について十分な規制がないために、出入りのときに刀剣あるいは拳銃を持ち出すことがあるから、これを取り締らなければならぬ、こういうことのように考えられるのです  
が、しかし実際に、この法律を見まして、これで果して暴力団の許可なくして所持しているものを取り締るということができるかどうかということは、非常に消極的な結論にならざを得ないのですけれども、この五条の欠格条項ですか、これを見ましても、その暴

○松澤兼人君 第五条の欠格条項の置を徹底して参りたい、こう考えてるのであります。

に、たとえば暴力團等、あるいはまたは恐喝、傷害、そいつたような刑法上の犯罪に触れた場合、そういう者は許可してはならないという、そういうふうに解釈できますか。

○政府委員(中川治貞君) 直ちにはそういう解釈是不可能だと思うのですが、従いまして、五条の六号に該当するような場合は、一べん傷害罪で罰を受けたということの理由のみで六号該当ということは困難かと思うのであります。そういう状況等をりみ合して、人の生命……、六号に該当する場合においては欠格条項にならうと思いますけれど

行為をやつたとか、あるいは恐嚇、威嚇、そりいつたような者に対しても绝对に刀劍の所持を許さぬ、こういうふうにははつきりしたらどうなんですか。そういうふうにやれませんか。

○政府委員(中川董治君) それも一つの規制の方法だらうと思うのですが、そういうふうに形式的に列挙することによって、また実情に沿わないといふ点も考えまして、やや抽象的でござりますが、こういう抽象的の言葉を用いて、実情に合うように規制することご相当地かと考えたのであります。

○松澤兼人君 あなたがおっしゃるうに、たとえば、かつてそういう今言ったような刑法上の処罰を受けた。しかし、そのことが第六号によつて、

所がもしこれをたてにして判決を下す場合に、あなたが言うよなふうに解釈できるかどうかと、私は非常に疑問らしいと思うのです。あなたは法案の立案者、立案当局でありますから、こういう場合も、こういう場合もと、こういうふうに考えていらっしゃるかも知れない。この規定でもって大がい、こういう場合もこういう場合も適用できることになります。つまり、刀剣を持たせないことはできないとお考えかもしませんけれども、裁判所の立場は、この条文からしては、あるいはそういう人たちの刀剣の所持といふものが、まあ所持する権利があるというふうに判決を下すかも知れないと思うのです。大丈夫ですか。  
○政府委員(中川董治君) 松澤先生の

○政府委員(中川董治君)　この点は、現行法と全く変更を加えておりませんので、地方財政計画上の財源措置はいたしておらないのです。が、文化財保護委員会の関係の事務でございまますので、文化財保護委員会でいろいろ積算してやつていらっしゃるようありますけれども、正確にここでお答えができないのでございますが、現行法と改正がございませんから、そのために地方団体について特に費用がかかりむということはなかろうと思います。

暴力團關係といつたよなものが全然出ていない” しいていえば六号の規定がそれかと思いますけれども、こういう規定で、果して暴力團が出入りのときには刀剣銃砲等を持ち歩くということを取り締まることができるかどうか疑問に思うのですが、その点はいかがですか。  
**○政府委員(中川賀治君)** 規制の点につきましては、五条の主として五号、六号によつて所持を規制する方法を講じたいと思いますが、お説のごとく、その点は完璧でございません。従いま

も、それで、ただいま申しましたように、この欠格条項のみでもって完全であるとは考へないのであります。が、十二条の規定、十二条の規定ないしは無許可刀剣の取締りの点並びに刑罰法令全般の適用によって、暴力團の制圧をいたしたいと、こう考へております。

○松澤兼人君　五条の六号は、そういう暴力團といふやうなことを考へないで解釈したらどういふことになりますか。事例をあげて説明していただいたいと思います。

判の所持を禁止されるという理由によるかどうか、これは裁判で争つたらあなたの方が勝つか、あるいはそのどちらか、持したいと考えの方が勝つか、わからぬかなどと思ひります。どうでしょうか

○政府委員(中川重治君) 六号を拝讀いたしました。裁判すれば、裁判で負けることがありますから、この六号を忠告するに、生命、身体、または公共の安全を害するおそれがあると認められる相当の理由を事実をもつて証明するといふ措置を講じていきますならば、裁判

仰せどもどもなんですかけれども、この刑罰法令の名前を列挙いたします。ただし、その方法を用いますと、改悛の情がきわめて顯著であつて、もう完全にそれがないという者までも欠格条件に當てはめてしまうという欠陥がありますので、かかる文字を用いて、実情に合わせそろと考えたのでござりますが、その点については、運用する側としても、いたしましては、そのおそれのある点について慎重に認定いたしました、過

去のその者の行為を犯罪行為によつて証明する方法と、現在の状況とを證明いたして、六号の欠格条件に該当する

と、こう証明して参りたいと思うのであります。

○松澤兼人君

改悛の情顯著であると

か、こういふことをおつしめるのです

けれども、われわれは、普通の場合、刀剣を持したり銃を持したりするこ

とができないのですよ。われわれは普

通の場合には、そういうものを手持し

たいとも思わないし、それから所持す

る手続をしていないのですよ。それな

のに、そういう人たちに、なぜ刀剣を

手持することを認めるように、改悛の

情とか何とかいうことをあなたはおつ

しゃつて、刀剣を持たせなければなら

ないのですが、どういう必要があるの

ですか。そういう人が、かつて刑法上

の罪を犯したという人が、改悛の情が

顕著であれば刀剣を持たしてもいいと

思ひます。それから所持するもの

は問題にならぬと思う。あいのう意味

で伺つておつたわけです。そういう意味

で伺つておつたわけです。

○政府委員(中川董治君)

これは松澤

先生御専門でございますが、こういう

規制をするにつきましては、第一条の

危険予防の立場と、最小限度にとど

めるべきであろう。危険予防が全然な

いものを、また少いものを規制すること

は行き過ぎである。こういう立場に立つて書かざるを得ないのでないの

ではないかと考えるのであります。

犯したというのみをもつて直ちに危害

従つて、一度ある刑法上裁判上の罪を

あらうふうな行動に出るらしいとい

う

ことになれば、この六号は適用できる

ことになりますか。

○政府委員(中川董治君) 別府の事件

につきまして考えてみますと、この別

府の事件が起る以前においては、六号

に該当しないという場合があろうかと

思います。別府などの事件をおおむね

念頭に置きましたのは第十条を考え

たのが念頭に置いたのでございます。

○加瀬完君 所持の態様でしよう。し

以前に、あいのう態様が実現する前

かし、所持の態様が問題になるように

なつては、事件がある程度進行したと

いうことになると思うのですよ。それ

以前に、あいのう態様が実現する前

それはそれで規制されなければ、この法律案の目的には合つてこないと思うのです。

○政府委員(中川董治君) お説のよう

に、過去はどうであつても、そのとき

の事態においては、そういうことが客

観的に認められる場合においては該當

いたします。ただし、私が申し上げま

したのは、該當するということを駆明

する場合において、かつての条件が相

当に参考になるという意味において申

し上げたにすぎないのであります。

○加瀬完君 私がくどいよう伺いま

すのは、そういう業種と言つては悪い

ですが、銃砲、刀剣といふものを一つ

の武器にしてゆりや何かをやるとい

うようなことを半ば職業みたいにやつ

ている暴力団があるとすれば、そいつ

う業種といいますか、業態といふものを

からも、この六号というふうなものを

適用しなければ、全然六号は意味をな

さないと思うのです。そういう意味合

いで伺つておつたわけです。そういう

意味では、当然六号の適用によつて取

り押えられる、こういふことですね。

○政府委員(中川董治君) その通りで

ござります。

○委員長(小林武治君) それでは、他

に御発言なければ、本日はこの程度に

いたしたいと存ります。

これにて散会いたします。

二月六日本委員会に左の案件を付託さ

れた。

一、遺失物法等の一部を改正する法律案

二、加瀬完君 松澤さんが御指摘になつたように、かつての生活態度はどうで

ある、こう思ひます。

○加瀬完君 この前の別府の騒乱事件

のようないふうな場合は、両方の親分たちがあ

いふうな行動に出るらしいとい

う

第十条を次のように改める。

第十条 船車建築物其ノ他ノ施設

ノ占有者ノ為ニラ管守スル者其

件ヲ拾得シタルトキハ速ニ其ノ

物件ヲ占有者ニ差出スベシ此ノ

場合ニ於テハ占有者ヲ以テ拾得

者ト看做シ本法及民法第二百四

十条ノ規定ヲ適用ス

管守者アル船車建築物其ノ他本

ト能ハザリシ物件又ハ売却スルコ

コト能ハズト認メラルル物件ハ

警察署長ニ於テ之ヲ廢棄スルコ

トヲ得

第四条に次の二項を加え。

二項ノ二 前条第一項ノ規定ニ依リ売却ニ付スルコトヲ目的トセザル構内ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ其ノ物件ヲ管守者ニ交付シ

交公衆ノ一般ノ通行ノ用ニ供ス

ルコトヲ

テ他人ノ物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ其ノ物件ヲ管守者ニ交付シ

交公衆ノ一般ノ通行ノ用ニ供ス

ルコトヲ

ル場合又ハ同条第二項ノ規定ニ

依リ物件ノ差出ヲ受ケタル場合ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者ニ之ヲ返還スルコト能ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物

件ヲ保管スペシ但シ法令ノ規定ニ依リ私ニ所有持スルコトヲ

禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署長ニ差出スベシ

前項ニ規定スル法人命令ヲ以テ定ムル要件ニ従ヒ捨得物ニ関スハ前項本文ノ規定ニ拘ラズ之ヲ

警察署長ニ差出シ其ノ保管ノ責

ル權利ヲ拠棄シタル物件ニ付テ

ハ前項本文ノ規定ニ拘ラズ之ヲ

警察署長ニ差出スベシ

ヲ免ルルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ

第一項本文ノ規定ニ付テハ之ヲ第

一条第一項ノ手続ト看做ス

例ニ依リ公告ヲ為スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管

スル法人ハ其ノ物件ノ返還ヲ受

クベキ者ニ之ヲ返還スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管

スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依

リ第二条又ハ第三条ノ二ノ規定ニ準ジ捨得物ヲ完却シ又ハ廃棄

スルコトヲ得  
第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケタル警察署長ハ第一條第二項ノ規定ニ依リ公告ヲ為スベシ

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受

タル警察署長ハ第一條第二項ノ規定ニ依リ公告ヲ為スベシ

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受

タル警察署長ハ第一條第二項ノ規定ニ依リ公告ヲ為スベシ

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受

タル警察署長ハ第一條第二項ノ規定ニ依リ公告ヲ為スベシ

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受

タル警察署長ハ第一條第二項ノ規定ニ依リ公告ヲ為スベシ

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受

タル警察署長ハ第一條第二項ノ規定ニ依リ公告ヲ為スベシ

ナクシテ其ノ立入ヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ立入ラムトスル警察署長又ハ警察官ハ其ノ身

分ヲ証スル証明書ヲ携帶シ關係人ニ之ヲ提示スベシ

第十一條第二項中「本法」の下に「(第十条ノ二ヲ除ク以下本条中同ジ)」を加え、同項ただし書きを次のように改める。

但シ犯罪捜査ノ為必要ナルトキハ警察署長ニ於テ公訴権消滅ノ日マテ公告ヲ為サザルコトヲ得

第十二条第三項を次のように改める。

第一項本文ノ規定ニ付テハ之ヲ

第十一条第三項を次のように改める。

但シ犯罪捜査ノ為必要ナルトキハ警察署長ニ於テ公訴権消滅ノ日マテ公告ヲ為サザルコトヲ得

第十三条第三項を次のように改める。

第一項本文ノ規定ニ付テハ之ヲ

第十四条第三項を次のように改める。

第一項本文ノ規定ニ付テハ之ヲ

第十五条第三項を次のように改める。

第一項本文ノ規定ニ付テハ之ヲ

第十六条第三項を次のように改める。

第一項本文ノ規定ニ付テハ之ヲ

第十七条第三項を次のように改める。

第一項本文ノ規定ニ付テハ之ヲ

第十八条第三項を次のように改める。

第一項本文ノ規定ニ付テハ之ヲ

第十九条第三項を次のように改める。

第一項本文ノ規定ニ付テハ之ヲ

第二十条第三項を次のように改める。

第一項本文ノ規定ニ付テハ之ヲ

第二十一条第三項を次のように改める。

第一項本文ノ規定ニ付テハ之ヲ

第二十二条第三項を次のように改める。

第一項本文ノ規定ニ付テハ之ヲ

第二十三条第三項を次のように改める。

第一項本文ノ規定ニ付テハ之ヲ

第二十四条第三項を次のように改める。

第一項本文ノ規定ニ付テハ之ヲ

第二十五条第三項を次のように改める。

第一項本文ノ規定ニ付テハ之ヲ

ル法人ノ保管スルモノ(第七

条第八条第二項但書第九条又

ハ第十条第四項但書ノ規定ニ

依リ捨得物ニ関スル権利ヲ拠

棄シ又ハ失ヒタルモノヲ除

ク)当該法人

三 第十条ノ二第一項ニ規定スル法人ノ保管スル物件ニシテ

第七条第八条第二項但書第九

条又ハ第十条第四項但書ノ規

定ニ依リ捨得物ニ関スル権利ヲ拠

棄シ又ハ失ヒタルモノヲ除

ル都道府県

当該物件ノ保管場所ノ所在ス

第一項ノ物件ニ關シテハ公訴權

消滅ノ日マデニ前項本文ニ於テ

準用スル本法及民法第二百四十

条ノ規定ニ依リ公告ヲ為シタル

後既ニ六箇月ヲ経過シアリタル

場合ニ限リ公訴權消滅ノ日ニ拾

得者ニ於テ所有權ヲ取得ス

第十三条中「第十条」の下に「及

第十条ノ二」を加える。

第十四条中「六箇月」を「二箇

月」に改め、「警察署長」の下に

「又ハ第十条ノ二第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管スル法人」を加え

る。

第十五条を次のように改める。

第十六条を次のように改める。

第十七条を次のように改める。

第十八条を次のように改める。

第十九条を次のように改める。

第二十条を次のように改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十三条を次のように改める。

(経過規定)

この法律による改正後の遺失物

法、水難救助法及び民法の規定

は、この法律の施行の日前において

拾得された遺失物及び漂流物又

は沈没品でそれまだ警察署長

に差し出されておらず、又は市町

村長に引き渡されていないものに

ついて適用し、この法律の施行の際現に警察署長に差し出されてい

る遺失物及び市町村長に引き渡さ

れている漂流物又は沈没品につい

ては、なお前の例による。

第十六条を次のように改める。

第十七条を次のように改める。

第十八条を次のように改める。

第十九条を次のように改める。

第二十条を次のように改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十七条を次のように改める。

第二十八条を次のように改める。

第二十九条を次のように改める。

第三十条を次のように改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十八条を次のように改める。

警察法等の一部を改正する法律案

警察法等の一部を改正する法律案

(警察法の改正)

第一条 警察法(昭和二十九年法律

第一百六十二号)の一部を次のように

に改正する。

第五条第二項中第十二号を第十

三号とし、第五号から第十一号ま

でを一号ずつ繰り下げる。

五 全国的な幹線道路における

交通の規制に関すること。

第五条第二項に次の一号を加える。

十四 前各号に掲げる事務を遂

行するため必要な監察に因

ること。

第十九条を次のように改める。

(内部部局)

第十九条 警察庁に、長官官房及

び左の五局を置く。

警備局

刑事局

保安局

警備局

通信局

第二十一条第十号中「部」を

「局」に改め、同号を同条第十一号

法律第二百五十二号)の一部を次

のように改める。

(第二十一条第十号中「部」を

「局」に改め、同号を同条第十一号

法律第二百五十二号)の一部を次

のように改める。

(第二十一条第十号中「部」を

「局」に改め、同号を同条第十一号

法律第二百五十二号)の一部を次

「刑事部」を「刑事局」に改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。  
第二十三条の次に次の二条を加える。  
(保安局の所掌事務)  
第二十三条の二 保安局においては、警察庁の所掌事務に関し、左に掲げる事務をつかさどる。  
一 犯罪の予防に関する事務。  
二 保安警察に関する事務。  
三 警衛及び警らに関する事務。

四 交通警察に関する事務。  
第二十四条(見出しを含む)中「警備部」を「警備局」に改め、同条第一号中「警備及び」を削り、同条第一号を削り、同条第三号を同条第二号とする。  
第二十五条(見出しを含む)中「通信部」を「通信局」に改め、同条第一項中「第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号」を「第七号から第九号まで及び第十二号から第十四号まで」に改め、同条第二項ただし書を削る。  
第三十一条第三項に次のただし書を加える。  
但し、関東管区警察局及び近畿管区警察局には、さらに保安部を置き、四部とする。  
第三十三条の見出しを「(東京都警察通信部及び北海道警察通信部)」に改め、同条第一項中「北海道」を「東京都及び北海道」に、「第七号」を「第八号」に、

「北海道地方警察通信部」を「東京都警察通信部及び北海道警察通信部」に改め、同条第二項及び第三項中「北海道地方警察通信部及び北海道警察通信部」に改める。  
第四十六条第一項中「同条に規定する方面ごとに」を「同条の規定により方面本部を置く方面ごとに」に改める。  
第五十二条第一項に次のただし書を加える。  
但し、道警察本部の所在地を包括する方面には、置かないものとする。  
第五十二条第五項中「方面本部の数、名称、位置及び管轄区域」を「方面の数、名称及び区域並びに方面本部の位置」に改める。  
第五十四条第一項中「府県警察本部」を「道府県警察本部」に、「府県警察学校」を「道府県警察学校」に、  
第五十五条第一項中「府県警察学校」に改め、同項第二項を削り、同条第三項中「府県警察学校及び方面警察学校」を「及び府県警察学校」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「警察職員に対し、」の下に「新任者に対する教育訓練、」を加え、同項を同条第三項とする。

1 (施行期日)  
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、警察法第四十六条第一項並びに第五十条第一項及び第五項の改正規定(以下「改正規定」という。)は、  
2 警察官は、二以上の都道府県の管轄区域内において政令で定める道路(道路法(昭和二十年法律第百八十号))第三条に規定する道路をいう。の政令では、前項の規定の例により、当該道路の区域内における事案に滑と危険の防止を図るために必要があると認められる場合においては、前項の規定の例により、当該道路の区域内において、職權を行なうことができる。  
(道路交通取締法の改正)  
第二条 道路交通取締法(昭和二十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。  
第二十六条の四 全国的な幹線道路における交通の規制の齊一を図る必要があると認められる場合においては、国家公安委員会は、政令で定めるところにより、公安委員会に対し、この法律又はこの法律に基く政令の規定により公安委員会の権限に属する事務のうち、諸車の最高速度の制限その他政令で指定する事項に係るものに処理について定めたところにより、  
3 (許可の申請等の経過規定)  
改正規定の施行の際、関係法令の規定により、旧公安委員会に対する手続としてされている許可その他の手続は、新公安委員会に対してされている許可その他の手続の申請、届出その他の手続は、新公安委員会に対してされている許可その他の手続とみなす。